

ハイパー任意労災

業務災害総合保険

JET★CARGO



AIG 損保

仕事の原因のケガ・病気の補償

仕事中に被ったケガから業務を原因とする病気まで、幅広く補償します。

補償対象者(業務委託事業者)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて30日(医療費用補償保険金のみ365日)の間がお支払いの対象です。

補償の対象となるケガなど

- 業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
(骨折、やけどなど)業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。
- 業務遂行に伴い生じた日射病、熱射病などの症状



死亡補償保険金 **500万円**

ケガなどにより亡くなった場合に、保険金額 500 万円をお支払いします。

(注) 同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。



後遺障害補償保険金 **最大500万円**

ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級~第14級)ごとに定めた保険金額最大 500 万円をお支払いします。



入院補償保険金 **日額5,000円**

ケガなどにより入院した場合に、
[保険金日額 5,000 円 × 入院日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき 180 日限度)



通院補償保険金 **日額3,000円**

ケガなどにより通院した場合に、
[保険金日額 3,000 円 × 通院日数]をお支払いします。
通院に準じた状態(※1) および往診も対象となります。
(同一の原因によるケガなどにつき 90 日限度)

(※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。



地震・噴火・津波危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。



医療費用補償保険金 **最大100万円**

ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用をお支払いします。(同一の原因によるケガなどにつき、最大 100 万円)

● 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用

● 入退院・転院のための交通費

● 医師の指示による薬剤、医療器具などの費用

(注) 労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。

(注) 差額ベッド代は、補償対象外となります。



休業補償保険金 **日額最大10,000円**

ケガなどを被った日から30日以内、かつ、保険期間中に入院により就業不能となった場合に、[保険金日額(※) × 入院による就業不能日数]をお支払いします。

(同一の原因によるケガなどにつき、入院により就業不能となった日から起算して 30 日が限度)

(※) 過去 3 か月間の 1 か月平均売上金額 ÷ 30 日 × 0.5
(日額最大 10,000 円)

例: 30万円のとき → 300,000 ÷ 30 日 × 0.5 = 5,000 円

40万円のとき → 400,000 ÷ 30 日 × 0.5 = 6,667 円

50万円のとき → 500,000 ÷ 30 日 × 0.5 = 8,333 円

60万円のとき → 600,000 ÷ 30 日 × 0.5 = 10,000 円



保険金をお支払いできない主な場合

- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査などで異常が認められないもの
- 入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 故意または重大な過失
- 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染